

ソフトテニス部 規約

(名称)

第1条 本団体は、ソフトテニス部と称する。

(目的)

第2条 本団体は、ソフトテニスの技術の向上、地域の人々との交流を図ることを目的とする。

(会計)

第3条 会計年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月末日に終了するものとする。

(会費)

第4条 会費は、徴収しない。

(役員)

第5条 本団体は、次の役員で構成する。役員の任期は、1年とし、年度当初に前年度の代表者が選任する。

- 1) 部長 1名・・・本団体の代表とする。
- 2) 副部長 1名・・・部長を補佐し、部長が不在の時はその職務を代行する。
- 3) 会計 1名・・・会計事務を処理する。

(決議)

第6条 本規約に定めのない事項については代表者が決する。

(改廃)

第7条 本規約は、代表者により改廃される。

附則

この規約は、平成13年6月22日から施行する。